

## 南越前町在宅育児応援手当支給事業のご案内



南越前町では、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもが健やかに育つ環境づくりに資するため、第2子以降の0歳から2歳児を家庭で子育てする世帯に対し、手当金を支給します。(福井県在宅育児応援手当支給事業) 給付を受けるには申請が必要です。

下記の要件に該当されると思われる方は、保健福祉課(☎0778-47-8007)までご連絡ください。

**対象となる児童** (次の要件をすべて満たす場合)

- ①南越前町に住民登録を有している生後8週から満3歳未満の児童 ②同一世帯内の第2子以降の児童

**支給対象者となる方** (対象児童の保護者であり、次の要件をすべて満たす場合)

- ①南越前町に住民登録を有する児童手当の受給者 ②対象児童を保育所等に入所させていない方  
 ③職場復帰を前提とした育児休業給付金(公務員にあっては育児休業手当金)を受給していない方  
 ④町税等を滞納していない方 ⑤生活保護を受けていない方 ⑥暴力団関係者でない方  
 ⑦配偶者がいる場合は、配偶者が③～⑥を満たしている方  
 ⑧市町村民税所得割額が57,700円未満(子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号の特定教育・保育給付認定保護者に相当する世帯は77,101円未満)の世帯

**支給額** 対象となる児童1人当たり月額1万円

**支給期間** 支給対象となった日の属する月の翌月から、支給すべき事由が消滅した日の属する月まで

■問合せ・申請 保健福祉課 ☎0778-47-8007

## 個別健康診査、がん検診のご案内

今年度の集団健康診査、がん検診は、令和3年11月9日(火)で終了しました。

まだ受診をされていない方は、医療機関での個別健康診査、がん検診をご受診ください。

**【受診期間】令和4年2月28日(月)まで** ★受診期間は、残りわずかです。お早めに受診ください。

### ステップ1

#### 医療機関を選ぶ

実施医療機関一覧(4月中旬送付、黄色封筒)をご覧ください。

町内、越前市の医療機関のみ記載しています。詳しくは、町HPをご覧ください。保健福祉課までお問合せください。

### ステップ2

#### 電話で予約する

医療機関に直接電話でご予約ください

(町内医療機関は予約が混雑する可能性がありますので、直接ご相談ください。)

**【持ち物】** 保険証、受診券、問診票、自己負担金：1,500円(個人で受けると約10,000円かかる検査を1,500円で受けることができます)(年度末年齢41、46、51、56、61、66、71歳、また75歳以上は無料)

■問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007

無 料 相 談

相談名	日時等	場 所	申込み・問合せ
結婚相談	1月5日(水)、9日(日)、19日(水) 13:00～15:00	南条保健福祉センター	当日の相談電話 ☎0778-47-3767
	1月9日(日)、20日(木) 13:00～15:00	今庄住民センター	当日の相談電話 ☎0778-45-1111
	1月6日(木)、20日(木) 13:00～15:00	河野住民センター	当日の相談電話 ☎0778-48-2111
行政相談	1月15日(土)9:00～11:00 相談委員 井上 英之さん(金 粕)	南条保健福祉センター	観光まちづくり課 ☎0778-47-8013
法律相談 (事前要予約)	1月11日(火)13:00～16:00 相談員 井筒 智子 弁護士	南条保健福祉センター	社会福祉協議会南条本所 ☎0778-47-3767